

## 第2期 決算公告

2022年6月22日

港区南青山三丁目 10 番 43 号  
株式会社 UI 銀行  
代表取締役社長 田中 俊和

### 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	64,898	預金	136,221
預け金	64,898	普通預金	8,242
有価証券	502	定期預金	127,978
国債	502	その他の預金	0
貸出金	72,000	その他の負債	161
当座貸越	72,000	未決済為替借	35
その他資産	1,427	未払法人税等	27
未決済為替貸	576	未払費用	95
前払費用	370	その他の負債	3
未収収益	28	<b>負債の部合計</b>	<b>136,382</b>
その他の資産	452	(純資産の部)	
有形固定資産	32	資本金	2,725
その他の有形固定資産	32	資本剰余金	2,275
無形固定資産	1,558	資本準備金	2,275
ソフトウェア	1,558	利益剰余金	△ 992
貸倒引当金	△ 28	その他利益剰余金	△ 992
		繰越利益剰余金	△ 992
		<b>株主資本合計</b>	<b>4,007</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>4,007</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>140,390</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>140,390</b>

損益計算書 ( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	48
資 金 運 用 収 益	46
貸 出 金 利 息	49
有 価 証 券 利 息 配 当 金	0
預 け 金 利 息	△ 3
役 務 取 引 等 収 益	2
受 入 為 替 手 数 料	2
そ の 他 の 役 務 収 益	0
そ の 他 業 務 収 益	-
そ の 他 経 常 収 益	0
そ の 他 の 経 常 収 益	0
経 常 費 用	1,014
資 金 調 達 費 用	29
預 金 利 息	29
役 務 取 引 等 費 用	1
支 払 為 替 手 数 料	0
そ の 他 の 役 務 費 用	0
そ の 他 業 務 費 用	-
営 業 経 費	931
そ の 他 経 常 費 用	52
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	28
そ の 他 の 経 常 費 用	23
経 常 損 失	965
特 別 利 益	-
特 別 損 失	-
税 引 前 当 期 純 損 失	965
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2
法 人 税 等 調 整 額	-
法 人 税 等 合 計	2
当 期 純 損 失	967

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、動産については定率法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
その他 3年～6年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。
3. 引当金の計上基準  
貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権に相当する債権についての予想損失額は、外部格付機関が公表する平均累積デフォルト率を参照し、算定しております。
4. 繰延資産の処理方法  
創立費及び開業費 5年間の均等償却をしております。
5. 収益の計上方法  
顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。
6. 消費税等の会計処理  
固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、収益認識会計基準の適用に伴う財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、時価算定会計基準の適用に伴う財務諸表に与える影響はありません。

## 表示方法の変更

当行は2021年12月17日に銀行営業免許を取得し、銀行法（1981年法律第59条）に定める銀行に該当することとなったため、「銀行法施行規則（1982年大蔵省 令第10号）」に準拠して貸借対照表及び損益計算書を作成することに伴い、以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 貸借対照表の「資産の部」の「流動資産」に内訳表示していた「現金及び預金」は、「資産の部」の「現金預け金」として表示しております。
- (2) 貸借対照表の「資産の部」の「固定資産」の「繰延資産」に内訳表示していた「創立費」は、「資産の部」の「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
- (3) 損益計算書の「販売費及び一般管理費」は、「経常費用」の「営業経費」として表示しております。
- (4) 損益計算書の「営業外収益」に内訳表示していた「受取利息」は、「経常収益」の「その他経常収益」中の「その他の経常収益」として表示しております。

## 重要な会計上の見積りの注記

### 1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額  
貸倒引当金 28百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 当行における貸倒引当金の概要

当行において計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

#### ② 算出方法

「重要な会計方針」「3. 引当金の計上基準」「貸倒引当金」に記載の通りです。

#### ③ 主要な仮定

##### 債務者区分

当行は、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

#### ④ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度において計上した貸倒引当金を上回る、あるいは下回る貸倒損失が発生する可能性があります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円
危険債権額	一百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	一百万円
合計額	一百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる

る債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 為替決済の取引の担保として、有価証券 502百万円を差し入れている他に、担保に供している資産はありません。
3. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
4. その他の資産に含まれる「繰延資産」の期末残高 440百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額 7百万円
6. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、15.70%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	－百万円
役務取引等に係る収益総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	－百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	－百万円
役務取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引等に係る費用総額	0 百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

## 2. 関連当事者との取引のうち重要な取引は次のとおりであります。

## (1) 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 東京きらぼし フィナンシャル グループ	東京都 港区	27,500	子銀行の 経営管理	被所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任	増資の 割当 (注1)	4,550	—	—
							経営管理 料の支払 (注2)	0	—	—
							資産の 譲受 (注3)	1,522	無形 固定 資産	1,349

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 銀行業の開業に必要な資本を確保するため株主割当による増資を行い、1株当たり50,000円で新株の発行を行っております。

(注2) 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

(注3) 銀行業の開業に必要な無形固定資産(ソフトウェア)は、当行が開業前であったことから、親会社である株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが取得し、当行開業後に当該資産の譲渡を受けております。譲渡価額については、共通支配下の取引として、取引の目的を鑑みた適正な価額を付しております。

## (2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

## (3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社 きらぼし銀行	東京都 港区	43,734	銀行業	なし	資金の 運用 役員の 兼任 出向者の 受入	資金の 貸付 (注1)	104,000	当座 貸越	72,000
							利息の 受取 (注1)	49		
							家賃の 支払 (注2)	13	—	—
							出向者 人件費の 支払 (注3)	58	—	—
親会社の子会社	きらぼしビ ジネスオフィ スサービス 株式会社	東京都 港区	10	給与計算 業務 決算業務 等	—	業務委託 関係	給与計算・ 決算関連 業務委託 料の支払 (注4)	0	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当行が預金として調達した資金の運用手段として、株式会社きらぼし銀行に貸出を行っております。貸出金利につきましては、「当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと」及び「当該銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること」の各要件を充足している水準として、銀行法第13条の2ただし書の規定に基づき関係当局から特例承認を得た金利を適用しております。

(注2) 家賃につきましては、近隣相場を参考に双方協議の上決定しております。

(注3) 出向者の受け入れに関する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

(注4) 給与計算・決算関連業務委託料は、親会社の子会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

## (4) 役員

関連当事者との取引について記載すべき重要な情報はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、金融サービスに係る事業を行っております。主としてスマートフォンアプリでの取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、国内の債券であり、債券は満期保有目的に区分して保有しております。これは、発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当行が保有する金融負債は、主として個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ① 統合的リスク管理

当行は、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当行の経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

## ② 信用リスクの管理

当行では、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用等级付など、適切な信用リスクの管理を行っております。

これらの信用リスク管理は、定期的に当行リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

## ③ 市場リスクの管理

当行では、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当行リスク委員会等に報告しております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は5年、保有期間は国債、預金、貸出金、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2022年3月31日において、当行の市場リスク量は378百万円になります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

## ④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短時間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況をモニタリングし、定期的に当行リスク管理委員会等に報告する体制としております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金はありません。

また、現金預け金、未決済為替貸及び未決済為替借は、短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券	502	495	△ 7
(2) 貸出金 貸倒引当金 (※1)	72,000 △ 28 71,971	72,000	28
資産計	72,473	72,495	21
(1) 預金	136,221	135,713	△ 507
負債計	136,221	135,713	△ 507

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—	500	—
貸出金	72,000	—	—	—	—	—
合計	72,000	—	—	—	500	—

(注2) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (※)	24,673	110,751	795	—	—	—
合計	24,673	110,751	795	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当事業年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 満期保有目的の債券 国債	495	—	—	495
貸出金	—	—	72,000	72,000
資産計	495	—	72,000	72,495
預金	—	135,713	—	135,713
負債計	—	135,713	—	135,713

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資産

##### 有価証券

有価証券について、債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、国債はレベル1に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

##### 貸出金

貸出金について、返済期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

#### 負債

##### 預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払う金額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2022年3月31日）  
該当事項はありません。
- (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2022年3月31日）  
該当事項はありません。
- (3) 時価の評価プロセスの説明  
時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。
- (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明  
該当事項はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	502	495	△ 7
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	502	495	△ 7
合計		502	495	△ 7

3. 子会社・子法人等株式及び連法人等株式（2022年3月31日現在）  
該当事項はありません。
4. その他有価証券（2022年3月31日現在）  
該当事項はありません。
5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	合計
役務取引等収益	
預金・貸金業務	—
為替業務	2
証券関連業務	—
代理業務	—
保護預り・貸金庫業務	—
保証業務	—
その他	0
その他経常収益	0
顧客との契約から生じる経常収益	2
上記以外の経常収益	46
外部顧客に対する経常収益（注）	48

(注) 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

## 繰延税金資産

貸倒引当金	8	百万円
税務上の繰越欠損金(注)	220	
減価償却	11	
その他	62	
繰延税金資産小計	303	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△ 220	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 83	
評価性引当額小計	△ 303	
繰延税金資産合計	—	百万円

## (注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	220	220
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 220	△ 220
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 40,073円40銭

1株当たりの当期純損失金額 24,867円54銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。